

平成25年5月17日
国土交通省九州地方整備局
佐賀国道事務所

【記者発表資料】 1 / 2

国土交通省佐賀国道事務所・神埼警察署が合同で 特殊車両等の指導取締りを実施

道路を車両が通行するにあたっては、道路構造物の保全、交通の危険防止のため、車両の大きさや重さの最高限度（一般制限値）※が車両制限令により定められています。

国土交通省佐賀国道事務所では、特殊車両が通行許可を取得し、許可条件に基づき通行しているかを取り締まる「特殊車両指導取締り」を佐賀県警各所轄署の協力を得て実施しています。

今回、国土交通省佐賀国道事務所は平成25年5月17日（金）に神埼警察署と合同で、特殊車両の指導取締りを実施する予定です。

実施日時：平成25年5月17日（金）14時～16時

実施場所：神崎市神埼町姉川 国道34号姉川検量基地

実施内容：通行車両における特殊車両について、道路構造物の保全や交通の危険防止の観点から車両を選定し、検量基地に引込みを行い、車両諸元の計測・許可証の検査等を行い、違反車両には警告や是正措置を求めます。

実施機関：佐賀国道事務所、神埼警察署

※道路法の車両制限令（昭和36年7月17日政令第262号）で定められた車両制限値は

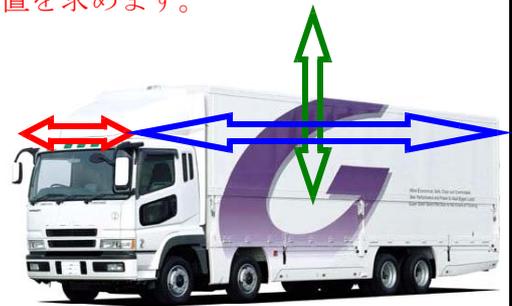
車幅 2.5m以上

長さ 12.0m以上

高さ 3.8m以上

総重量 20.0t以上

などの制限値がもうけられています



*雨天の場合等は中止となる事がありますので、下記まで問い合わせ下さい。

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 佐賀国道事務所

管理第一課長 成沢 潔（内線431）

TEL（0952）32-1151（代表）

【記者発表資料】 2 / 2



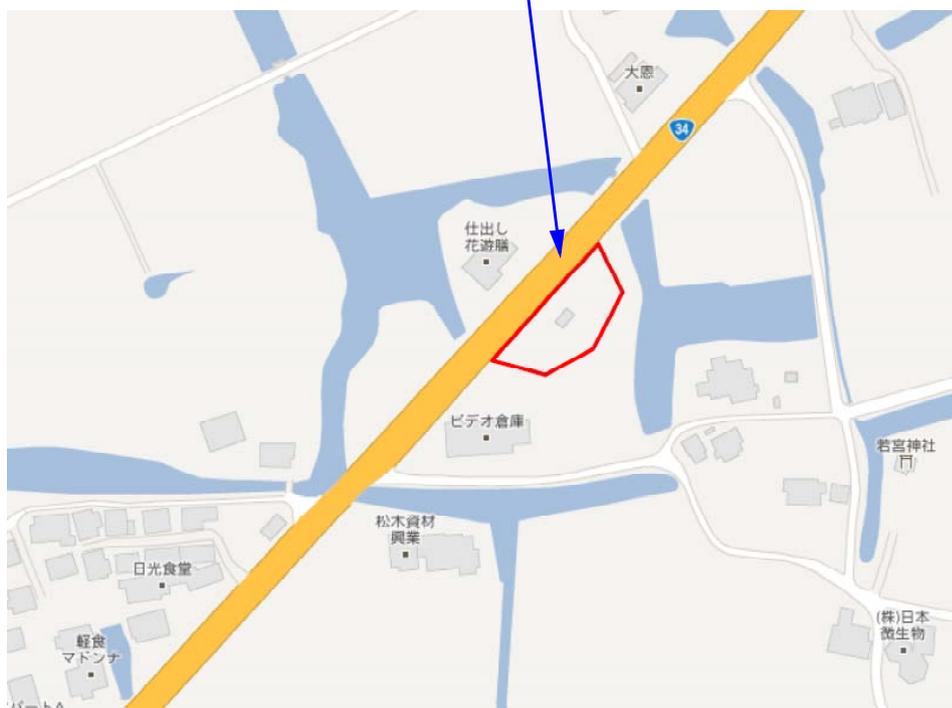
【位置図】

【実施場所】

神崎市神埼町姉川
国道34号姉川検量
基地

【実施日時】

5月17日(金)
14時～16時



【拡大図】